

IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する追加意見招請について (案)

平成18年3月28日

1. 本追加意見招請の趣旨

「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」(以下「本懇談会」という。)は昨年10月に第1回会合を開催し、同年12月の第2回会合において本懇談会の検討項目を整理した検討アジェンダを決定した。この検討アジェンダの決定に際しては広く関係各方面の意見を聴取し、その内容を反映させた(22社・団体が意見を提出)。

本年2月には本アジェンダを基に関係15社・団体から2回にわたり意見聴取を行い、検討アジェンダを踏まえつつ具体的な議論を行なうとともに、これらの社・団体から追加質問に対する回答並びに追加意見の提出をいただき、主要論点の整理を開始した(第5回会合において1次案を検討)。

本懇談会における意見聴取等においては、検討アジェンダにおいて必ずしも具体的にならなかった項目についても多数の意見等が寄せられたことを踏まえ、こうした項目についても、本懇談会において更に議論を具体化していくことが必要であると考えられる。

そこで、本懇談会では以下の5項目について追加意見招請を行い、再度、関係各方面からの意見等を求めるものとする。なお、今回の意見招請においては、各社・各団体のご意見はもとより、本懇談会における検討に際して有益な材料となるものと見込まれる各方面における様々な議論、諸外国における事例等についても情報提供をいただくことを期待する。

2. 追加意見招請項目

(1) 垂直統合型ビジネスモデルに対応した競争ルールの在り方

- 1.1 IP化の進展に伴う市場構造の変化、例えば、物理網レイヤーにおけるアクセス網のメタル回線から光ファイバ網への移行や次世代ネットワークの構築、通信サービスレイヤーにおけるFMCサービスの登場、レイヤーを越える垂直統合型ビジネスモデルの台頭などを踏まえた競争ルールの整備が必要である。特に、垂直統合型ビジネスモデルに対応した競争ルールの在り方については、「レイヤーを越えた市場支配力の濫用に着目した競争ルールが必要」、「市場支配力を有する事業者が上位レイヤーに進出する場合の公正競争要件の確保が必要」といった意見が表明されている。

1.2 そこで、市場支配力を有する電気通信事業者の垂直統合型ビジネスモデルに対応した競争ルールの在り方に関し、以下の点について意見を求める。その際、諸外国における議論の動向などについての情報提供も歓迎する。

- 1) 指定電気通信設備の範囲として、物理網レイヤー、通信サービスレイヤー及びプラットフォームレイヤーにわたる垂直統合型ビジネスモデルを想定した場合、指定電気通信設備の範囲として具体的にどのような範囲を想定することが適切と考えられるか。
- 2) 市場構造が急激に変化する中、指定電気通信設備の範囲について柔軟な見直しが必要と考えられるが、具体的にどのようなレビュープロセスを確立することが適切と考えられるか。その際、現在総務省で行なわれている競争評価について、当該施策の有する事後的な側面、競争評価に要する期間、競争評価における計量的評価以外の要素への考慮などをどう考えるか。
- 3) 複数の社・団体から意見が表明されている「NTT東西とNTTドコモによるFMCサービスの提供を念頭に置いた連携」、「特定関係事業者制度の拡充」、「NTT東西とその子会社等との連携」等について、具体的にどのような公正競争環境の整備が必要と考えられるか。
- 4) その他、垂直統合型ビジネスモデルに関するレイヤー間のインターフェースのオープン化について、どのような事項を具体的に競争ルールの観点から検討することが必要と考えられるか。

(2) PSTNに係る接続料の今後における具体的算定の在り方

2.1 PSTNに係る接続料については、長期増分費用(LRIC: Long Run Incremental Cost)方式により通信量に基づき算定しているが、PSTNからIP網への移行が進展していく中、「現行LRICを継続すべき」とする意見がある一方、「接続料算定方法の見直しが必要」、「長期増分費用方式を廃止し、実績コストが回収できる仕組みに見直す」ことが必要といった意見も表明されており、これらの意見の隔たりは大きいものがある。

2.2 そこで、PSTNに係る接続料の今後における算定方法について、現行LRIC方式の継続、実際費用方式への移行、ビル&キープ方式への移行等を含む複数の選択肢についてメリット・デメリット等を比較考量することが求められるところであり、競争ルールとして望ましいと考えられる接続料算定方式とその具体的論拠について、改めて具体的な提案を求める。その際、諸外国における議論の動向などについての情報提供も歓迎する。

(3) ネットワークの中立性確保の在り方

3.1 IP網において、今後更にP2P通信の加速的増加やリッチコンテンツの流通等が進

み、ユーザー間でコンテンツ等の利用度合いに格差が生じたり、電気通信事業者が保有するネットワーク上においてコンテンツ・アプリケーションレイヤーの特定の市場参加者を不当に差別する可能性(あるいは実際にそういう状況が起きているという実態)があるかどうか意見を求める。

3.2 ネットワークの中立性という用語は確定的な定義が存在しないものの、本懇談会における議論においては、(a)通信網増強のためのコストシェアリングの在り方及び(b)コンテンツプロバイダーをはじめとする上位レイヤーの市場参加者が通信網を利用する際の公正競争要件の在り方という2つの視点から本件を取り上げることを想定している。これに関し、上記(a)及び(b)以外に検討すべき視点が存在するかどうか意見を求める。

3.3 第一に、通信網増強のためのコストシェアリングの在り方(「インフラ構築の面で確実にコスト回収ができる仕組み」が必要であるとの意見が表明されている)に関し、以下の点について意見を求める。

- 1) 本件に係る議論について、既に市場において具体的な問題が発生しているのか。それとも、今後問題が発生する可能性があると考えられるのか(その場合の論拠としてどのような点が考えられるか)。
- 2) 通信網増強のための応分のコスト負担を利用者に求める(現在は定額制料金を負担)ことは適当か。
- 3) 通信網においてコンテンツ等を提供するコンテンツプロバイダ等が追加的に通信網増強のためのコストを負担する仕組みを導入することは適当か。
- 4) 通信網増強のためのコストシェアリングの公平性という点に鑑み、ISP間(特に上位ISPと下位ISPとの間)の接続(ピアリングやトランジット)に係る接続料が市場メカニズムを通じて健全に決定されていると考えられるか。また、これに関連して、多段階のISP接続が実現する中、円滑なコンテンツ配信を確保する観点から、トータルとしてのQoSを確保するために検討されるべき具体的な事項はあるか。
- 5) 通信網を流れるコンテンツ等の増加があったとしても、エッジ(ユーザー)側の端末機能、ルータ等の処理能力の向上、帯域圧縮技術の動向、CDN(Content Delivery Network)事業による問題解決の可能性等を考えれば、追加的コスト負担は通信事業者側において十分吸収可能ではないかという点についてどう考えるか。
- 6) その他、本件に関して追加的に検討を要する事項として、具体的にどのような項目・内容が考えられるか。

3.4 第二に、上位レイヤーの市場参加者が通信網を利用する際の公正競争要件の在り方に関し、以下の点について意見を求める。

- 1) 本件に係る議論について、既に市場において具体的な問題が発生しているのか。それとも、今後問題が発生する可能性があると考えられるのか(その場合の根拠と

してどのような点が考えられるか)。

- 2) 本件に係る議論においては、通信網を設置・運営している設備ベースの電気通信事業者全体が議論の対象となると考えられるか、それとも指定電気通信設備を保有する電気通信事業者に限って議論の対象となると考えられるか。また、その論拠は何か。
- 3) その他、本件に関して追加的に検討を要する事項として、具体的にどのような項目・内容が考えられるか。

(4) 端末市場における競争促進の在り方

4.1 我が国の IT 分野における高い技術力がグローバル市場において発揮されることを可能とする(国際競争力の向上を図る)ことが必要であると考えられ、係る観点から端末市場の在り方について、市場支配力との関係、競争ルールの必要性、産学官連携の必要性等に関連した意見が本懇談会において表明された。

4.2 本懇談会は競争ルールの在り方について検討することをその目的としているが、競争政策との関連において、以下の項目について意見を求める。

- 1) 端末レイヤーの競争環境を整備する観点からは、IP化に対応した端末の安全・信頼性の確保やサービスの多様化への対応、そのための実現方策などについて検討する必要があるか(具体的にどのような検討が必要と考えられるか)。
- 2) 端末市場におけるビジネスモデルについて、例えば携帯端末市場における販売奨励金、SIM(Subscriber Identity Module)機能の在り方など、現行の仕組みを見直す必要があると考えられるか(具体的にどのような検討が必要と考えられるか)。
- 3) その他、端末レイヤーにおける競争促進を図る観点から検討すべき事項はあるか。

(5) 行政における紛争処理機能強化の在り方

5.1 電気通信分野の競争ルールが事前規制から事後規制へと比重を移す中、電気通信事業者間の紛争事案を処理するための機能を強化するため、01年11月、総務省に電気通信事業紛争処理委員会を設置した。当該紛争処理機能については、本懇談会において当該機能に対し積極的な評価がなされつつも、更にその強化を図るべきであるとの意見が表明されている。

5.2 そこで、PSTNからIP網へのネットワーク構造の変化、市場構造の変化、ビジネスモデルの多様化などを踏まえ、紛争処理機能の一層の強化を図る観点から、どのような措置を講じることが必要か、以下の点について意見を求める。

- 1) 「意見申出制度の拡充」や「問題となる行為等について申告等を可能とする制度

の拡充」が必要といった意見が表明されているが、現行制度を拡充するために具体的にどのような措置を講じることが考えられるか。

- 2) 「紛争の態様の変化に応じて紛争処理委員会の一定の機能強化が求められてくる」との意見が表明されているが、現在の紛争処理機能は電気通信事業者間の紛争事案について、あっせん、仲裁、裁定を行なう仕組みであることを踏まえ、当該制度において取り扱うべき紛争事案の範囲などについて、どのように改善することが考えられるか。
- 3) その他、紛争処理機能の強化を図る観点からどのような措置を講じることが考えられるか。